

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還） 31

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43813

向
接
雇
用
制
へ
り
移
行
、
向
題
桌

禁錮問題
禁錮者
禁錮得失
法規得失
TEZ 9/1

禁錮問題
禁錮者
禁錮得失
法規得失

本件得失

禁錮問題

禁錮者

禁錮得失

法規得失

多田嘉吉 1.

沖縄・米軍關係労務者唯用

形態・向接雇用制への移行 1-2.

逐次?

① 2. 1. 米兵 (在籍)
(アリバウ)

1. 現在の沖縄は米軍關係労務者の
雇用形態。布令 116 号。下=五・十・三・米軍は「直接雇用」
で「本土と同様、地位協定」下=五・十・三・向接雇用

1=切り離しの事実上の独立。二のため、今後、待た
ず接觸準備。既に連絡委員会にて
(沖縄設置計画)

活用(2. 普通政府と十分協議)。所掌の
準備を行ひ父審へ及ぶ。

2. 他方、沖縄固地は五・二・一・全軍勞工中
心と 12. 施政権遷置前 12. 布令 116 号

玉座上 12. 向接雇用制は切り離しの事

GA 6 外務省

禁錮問題

の強い要求から、琉球政府が本土の
軍事、労働等の主な支撑力が弱いこと。
引続 32-33 沖縄開港門跡 (Okinawa)

従つて、今後、沖縄固地、本土の双方は五・二・二
施政権遷置前の向接雇用制への移行

1-2. 2. 3. 要求を強化せざるを得ない。

3. 沖縄は米國の施政権下へ取組む。

本土は五・二・二 行事中 2-13 地位協定に基づく
向接雇用制が用いられ、沖縄は直向 2-13

ニセコト云うべき事実。10. (アリバウ) 施政権
遷置前の沖縄は五・二・二、(アリバウ) 青住及び鹿児
本土は準 1-2.

雇用主は仲介と五・二・二 向接雇用制と
二と並んで出来た事実上、(アリバウ) 米軍と全軍勞の直接

接觸と(アリバウ) 事務官の連絡の問題
安定化されたりうる。(アリバウ) 施政権遷置前

GA 6 外務省

R.D.H. b2
142

(12) 地方公務労働者の雇用条件の改善と
行政権運営における地元
(本土の気分に近似せしめ)

協定下の向接雇用制への移行が容易な方を
選ぶ。利害の考え方の中には、「雇用主の本意

日本政府の行方不明者問題

力、累積総力と強度を基に算出する。(式1=)
総抗力(左側二乗二乗/全法)の逆の逆数。

1927年以上的国民政府与1928年的国民党情势
1929年 撤退到江西建立苏维埃政权

標準厚度上工程
203 = 標準厚度 (厚) 203 = 203 = 203
修正計 = 203 (厚度增加 203)

~~（最後の） 政府は政事運営の権限を各部長に委託する~~

（後の沖縄への向接屋同居）と並用して向子
アパート、横尾接骨医事務（柔軟剤販）が、上院の三分

GA 6 外務省

外務省

4.

準備を進めるに併せて施政権返還前の
沖縄(=5.112.軍南帰)実務者の雇用形態

→ 本土の直接雇用割合は準L字形態で、
~~行~~の可能性を考慮して計算方法を

父家と共に5年。上江州別地へ移向後は父の
施政権運営前の沖縄は万々2.本土の

間接產權制度下產用制度與產權制度
並存並加上了產權的問題(私有化問題)

5. 在西，本件付。米國政府、CIC軍部の意向如何
付。付。付。付。付。付。付。付。付。付。付。付。付。

半價的十分之九的價值是 $\frac{9}{10} \times 30 = 27$ 元。

+ 18

(別紙)

施政権互置前の沖縄 12月11日

1) 拘束用制と捺印方略とは

閣下の問題点

1. 本土の(1)拘束用制

本土で行文中の地位協定下の拘束
用制は、3条を主とする内容と12月11日。

2. 部5.

(1) 米国政府と計等の関係 12月13日

日本政府が一個の労務者 12月2日。米国
政府(米軍)と労務契約を締結

12月。

(2) 雇用主たる日本政府と個々の労務者

の間の雇用契約は日本労働法と適用する。

(3) 雇用主たる日本政府と個々の労務者の

雇用関係をめぐる争議は日本裁判所に訴訟する。
及ぼす

GA 6

外務省

2. 施政権互置の問題

2.

上記の(1)拘束用制の主要内容を施政権
互置前の沖縄で実現する ~~本邦の法律と規制~~
~~本邦の法律と規制~~
(万3月22日付)

す以下の問題点は次の通りである。

(1) 雇用主。

米国政府は、沖縄の施政権者として、
統治の沖縄はあくまでも米国政府のものである。
(沖縄の米国施政権下の法律)

12月11日。本土における日本政府の和洋立場
は立ち止まらず、常に存在する。

琉球政府については、同政府が、米国大
統領行政命令によると存在を認めず12月13日

協同によるものため、(A)法的 12月13日。米国政府と
計等の関係は立派得合へます。(B)

(成程の内起居の不況の多発)

現在の法律の下で、米国政府と労務契約を
締結する方法。右の如きは、(A)法的
(B)法的)

GA 6

外務省

さういは検討を要す。 (但し、この点につけては、
 依リは、現状の下においに、琉球政府は、米国
 の行政権を行使するに際しては、米国政府の同意を
 得らなければ、米国政府の施政権は、基づく
 指定~~され~~及至、日米両の合意により、琉球政府
 は、行政権を行使するに不可能でない限りの
 独立~~され~~20点も併せ検討する必要がある。
 (c) なお、琉球政府には、向接権用制の下の
 雇用主に付与された行政能力の有りとの
 諸論もあり、この点は、日本政府の技術援助
 (主に米国政府の同意を得らるる)
 (専門家の派遣等) 及び財政援助(5年解禁
 して3と半ば)の後継実施計画の2年余りの
 (d) 2021年、琉球政府は、行政能力の有りと認められ、
 (e) 日本政府につけては、(d) 日本政府が、米国
 の施政権下で、米軍との労務契約の当事者となる
 (の申請)

GA 6
 外務省
 2021年3月31日

こと自体につき、米国政府の同意の必要を有り
 す。 (b) 依リは、米国政府の同意を得らるる
 (右の表につけて)
 (1) その労務者との雇用關係につての争議が生じた
 場合、國際法上の「國家免除」の原則に基づく
 (日本政府として)
 政府
 琉球裁判所の裁半)は、順次停合^ハ (LT=00
 →2. 労務者側は、司法行政機関の道より訴え^{スル})
 とする問題があつた。 (すな、日本政府の本件
 關係は、限る)。 上記の國際法上の「國家免除」を
 放棄しつゝ否か、即ち、検討の余地存するもあらず
 てある。 改革(主に土木工事の委託者への改組)
 (2) 雇用主と労務者との雇用契約に対する労働
 法の適用。
 琉球政府の労働法(「沖縄労働法」)は
 本土の労働法と内容を同じく(2013年7月1日)

GA 6
 外務省

民労労法の適用さむる限り、雇用主と従事の
労働者双方は、本土と同じ様に有る。

(1) 現在の状況では、軍事締約の労働關係
は付布令116号の適用せしめ、民労労法の適用を
排除せしめること。この点につき、米国政府と協議。

(2) 民労労法の適用を認めたうえで、措置を必要とする
(付布令116号を廢止)

而す。

(3) 雇用主と労働者の間の紛争に対する地方政府
裁判所の裁判権の適用。

雇用主と従事の労働者の間の

上記(1)(2)の問題を解決せしめ、既存現地の労働
契約は従つた雇用契約を締結せしむ場合に、在地
雇用主と従事。

この雇用契約に対する紛争は、地方政府裁判所の
裁判権を及ぼす所にて同一問題に付す。

(4) 米国大統領行政命令第10条(b)によつて
高等弁務官が、合衆国の安全、財産、又は利益

に影響を及ぼすと認めた特に重大な事件又は
紛争に付する民事裁判権は、米国行政院の

裁判所に属するものとせしめ。すなはちこの事件で
下級市政行政裁判所は提起せしめよ。高等弁

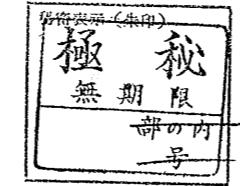
務官の命令によつて、11月27日米国行政院の裁判所に
移送しえども11月27日付の2.労働基

12月13日下級市政行政裁判所は12月13日行政院を
完全に確保するためには、米国政府と協議。

事件の雇用契約は、地方政府の裁判権
を排除する措置を必要とする。

(5) ① 政府が雇用主に付した付帯義務
3場合に、日本政府が下級市政行政裁判所の

裁判権を行使する所と見て付ける。上記(1)
の(3)に付して適用する。



部数指示	宛信用	執務用	備考
主信	1		2
付	X		
回			

昭和45年2月6日

発送日 昭和45年2月6日
処理日
発信人 (手書き)

文書類長官室 公信案 (分類)

公信番号	158号	公信日付	昭和45年2月6日
大臣	主管	起案 昭和45年2月4日	
政務次官	アメリカ局長	(手書き)	
事務次官	参考官	(手書き)	
外務審議官	北米第一課長	(手書き)	
外務審議官		(手書き)	
官房長		(手書き)	
協賛先			
受信者	在米 下田七代	発信者	參知大臣
郵送付先	(希望発送日)	月 日	
件名	三洋電機(米)株式会社の商取引規約 内規制への施行について		
GA-2			
6	外務省	回覧番号	13

社1才 155号

昭和45年2月 6日

在米大使殿

外務大臣

沖縄、米軍の統治下の公用形態

の内情を用いて、移行に際して

確認の上問題の発生を防ぐ

不審料、賃金等の実情と別途手

り。

併し最近終戦等を中心とする

判断から沖縄施政権は退院する在沖半島

官僚が甚多の内情を用いて実現される

GA-4

外務省

本件問題の復興計画の算出

2. 事前調査の実施、当方の内情の改

善（内情の結論を出す）

3. 調査結果の公表（内情の公表）

4. 機関の統一（内情の統一）

5. 機関の統一（内情の統一）

6. 機関の統一（内情の統一）

7. 機関の統一（内情の統一）

付属資料

GA-4

外務省

駐留軍労務者の雇用方式について

1 労務提供

米軍の労務の需要は、日本政府を通じて充足される。

すなはち、米軍の従業員は、米軍が直接雇い入れるのではなく、日本政府がその責任において雇い入れ、米軍は、その直接の指揮監督の下にこれを使用する。

雇用契約の当事者は日本政府と従業員である。この間接雇用方式による労務の提供に関する日米間の具体的な取決めとして、基本労務契約、船員契約及び諸核因労務協約がある。

これらの取決めにより、労務提供に係る経費（直接費及び間接費）は、最終的には本国が負担し、労務管理は日米共同して行なっている。また、賃金及び諸手当に関する条件、その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働健康に関する労働者の権利は、わが国の法令にのっとって定められているが、例外として、保安上の理由による解雇の規定がある。

(1)

23.

防衛庁外務省会議室第5階

側入り口出入口

このように、米軍の労務需要の充足について、間接雇用方式をとっているのは、軍の施設内という特殊な環境の中で、言語、風俗、習慣等の相違から無用の摩擦を生ずるおそれもあり、労働条件の決定、労務管理等についても、政府が参加したほうが、従業員の保護の観点から望ましいからであるが、このことは、米軍にとっても、労働問題から生ずる社会的、政治的摩擦を避けろことができるという利点があるものである。

なお、米軍が駐留する諸国の中で、米軍の労務需要の充足に因して、わが国と同様に間接雇用方式をとっているのは、英國、西独耳であり、韓国、フィリッピン等は直接雇用方式をとっている。

ところで、従業員は政府に雇用されるものであるが、国家公務員ではなく、したがって、国家公務員が国民全體の奉仕者としての性格から団体交渉権や団体行動権について制約があることとなり、従業員には、このような制約はなく、一般労働者と同様に組合活動が認められている。防衛施設は従業員と

(2)

米軍との間にあって、従業員の雇用主として、従業員の組織する労働組合との団体交渉に当たり、労働条件の改善、良き労使慣行の樹立等円滑な労務の提供のため、ひいては、施設及び区域の機能が十分に発揮できようように努力しているのである。

2. 労務管理

(1) 労務管理の特質

従業員の労務管理は、日米両国政府が、これを分掌しているところに他に例をみない特色がある。その特徴は、契約の種類により、多少の相違はあるが、基本的には米側は、使用者として、その目的を達成のために必要な事項を、日本側は法律上の雇用主として、その義務を履行するために必要な事項を分掌し、必要に応じて両者が協議調整するなどの方法をとっているのである。

たとえば、基本労務契約及び船員契約同様の労務管理においては、米側は従業員の直接の監督、指導

(3)

統制、訓練等を行なうとともに、採用、昇格、配置、転換、解雇等の人事措置を発令する。これに対し、日本側は米側と必要な調整を行なった後、これらの人事措置を実施することとともに、給与、賃手当等の支払い、福利厚生等に関する業務を分掌している。また、労働組合との団体交渉については、日本側が雇用主としての責任において、これに当たるが、組合との合意に立ち、必要に応じて米側と調整を行なうこととしている。

このように、外國軍隊との共同管理という特異な労務管理方式の下において、日本側の労務管理機關は、従業員の諸権利を守り、福利厚生の一層の充実を図る責任を負わされており、一般の雇用関係における雇用主とは、比較にならないほどのきびしい努力を要請されているのである。

労務管理上特記すべき事項としては、次のようないものがある。

① 先任権制度

米軍の撤退、移動、部隊の縮小、予算の削減等

(4)

に伴う従業員の人員整理については、勧説期間の短い従業員から先に整理するという人員整理方式いわゆる先任権制度が導入されている。従業員を職場別、会種別グループに分類し、勧説期間内に元任権名簿を作成し、人員整理の必要が生じたときは、この名簿により勧説期間の短い者から順番に対応必要な人員を整理するものであり、わが国的一般企業にはみられない特徴的な制度である。

(2) 定年等

従業員の定年は62歳と定められている。また、従業員が満55歳、勤続15年を超えた場合、双方の合意により割増の退職手当を受けて退職することができる制度がある。

(3) 保安解雇

軍の保安上、危険と思われる従業員については、基本労務契約、雇員契約及び諸種労務協約に保安解雇の条項が置かれ、所定の手続を経て解雇さ

(5)

れることとになっている。これは軍隊において求められる規律の厳正、機密の保持という軍隊の特性性に由来するものである。保安解雇については、従業員は苦情を申し立てることができないほか、労働委員会又は裁判前にその請求を認めることができる。ただし、米軍は、裁判所、労働委員会の決定にかかわらず従業員の就業を拒否（日本側と協議した後に決定することになっている）することができる。この場合、米側は、従業員が現実に就労しなくても、その者の賃料年の1年以内の期间相当分を負担することとなっている。

(2) 労務管理の機構

従業員の労務管理は、米側においては、中央に置かれる契約担当官（諸種労務協約の場合は、諸種労務協約運営管理官）が基本的な労務管理業務を担当し、各地方に置かれる契約担当官代理者（諸種労務協約の場合は民間人事事務所長）が具体的な管理業務を担当しており、日本側においては、防衛

(6)

施設庁長官が雇用主としての基本的な労務管理業務を担当するとともに、米側の契約担当官及び懇親会労務協約監査官との協議調整の役に当たり、また、防衛省労務官の委任を受けた同 ministry 部門和事が海外労務業務課ほか、必要に応じ海外労務管理音頭所（海外労務管理技術）を設置して、米軍員の遣入れ・退院、会話の交換、派遣車の支拂い及び米側の契約担当官代理者及び共同人事事務所長との連絡調整を行なっている。

（参考）

経費負担の現状

米側 / 給与、諸手当、退職金

- 1) 児童保険、労災保険、健康保険の被用主負担金
- 2) 労務管理事務費（防衛省並びに県に勤務する海外労務職員の人員費、事務費を含む。）

日本側 / 基地内職業訓練料

- 1) 退職時の特別支給付金
- 2) 健康保険の支拂補助
- 3) 離職料算定